

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
加盟団体の分担金の使途に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟の定款第42条(分担金)に基づき、加盟団体から納入された分担金の使途について定める。

(加盟団体の分担金の使途)

第2条 加盟団体から納入された分担金ならびにレフェリーの登録料は、当連盟の事業別区分経理においては公益会計に算入し、その総額の50%以下を連盟の管理費用などに充当することができる。

(本規程の変更)

第3条 この規程は、評議員会と理事会の議決により変更することができる。

附則

本規程は、平成23年9月1日から施行する。

附則

本規程は、令和元年9月22日から施行する